



「電話等による再診」 についてのお知らせ

外来通院している患者さん・ご家族から医師にお問い合わせの電話を頂いた場合、ご用件が「治療方針や治療方法などに関する事」であれば、再診の扱いとなり、原則的に再診料がかかります。

もちろん、その他の内容では再診扱いにはなりません。医師にご確認ください。
ご理解とご協力をお願いいたします。

平成 23 年 3 月 10 日



秋田県立医療療育センター長